

新たな難病医療費助成制度における 指定医の申請手続きについて

指定医について

- 平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月1日から新たな難病医療費助成制度が実施されます。
- 新制度では、難病患者の方は、知事の定める医師（「指定医」）の作成した診断書を添えて申請する必要があります。指定医以外の診断書は認められません。

指定医の要件・責務

要件

診断または治療に5年以上従事した経験を有する医師が、下記の区分に応じて申請することになります。

	要件	作成可能な診断書の範囲
難病指定医	下記のいずれかを満たし、かつ、診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること ① 厚生労働大臣が定める学会が認定する専門医の資格を有すること(※1) ② 今後、県が行う研修(※2)を修了していること	新規用診断書 および 更新用診断書
協力難病指定医	今後、県が行う研修(※2)を修了し、かつ、診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること	更新用診断書 のみ

※1 厚生労働省が定める学会は別紙を御参照ください。

※2 研修は、「難病指定医」については1～2日程度の研修、「協力難病指定医」については1～2時間程度の研修になる予定です。詳細は、県健康増進課にお問い合わせください。

責務

- 難病指定医（研修資格による）および協力難病指定医は、5年ごとに指定医の区分に応じた研修を受ける必要があります。（更新の申請が必要）
- 申請内容に変更があったときは、変更のあった事項およびその年月日を指定を受けた知事に届け出る必要があります。

指定医の指定を受けるための、申請手続きについては、裏面を御参照ください。

指定医の申請手続等

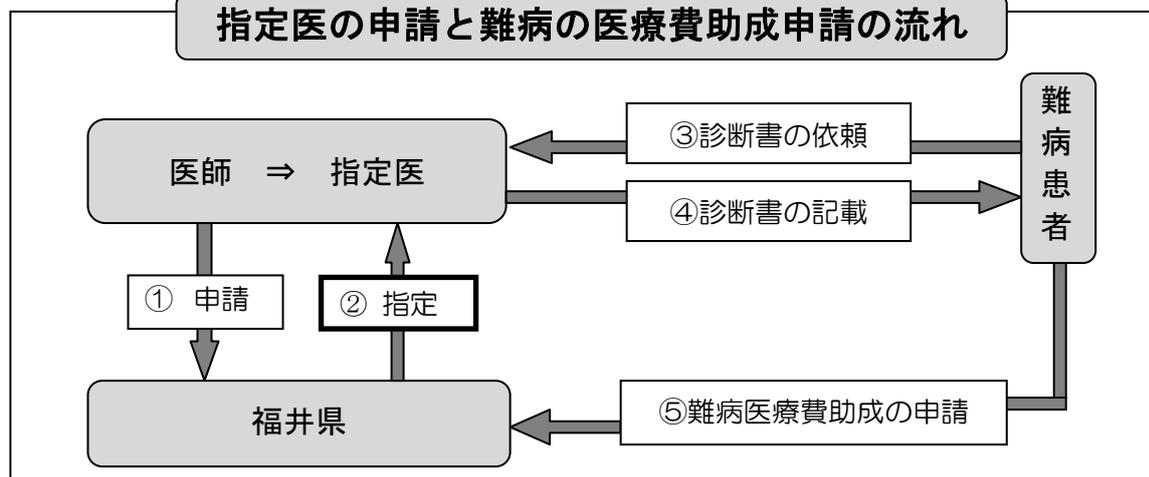
申請手続 次の書類を下記の提出先に提出してください。

- ① 指定医指定申請書兼経歴書（様式第1号）
 - ② 医師免許の写し
 - ③ 専門医に認定されていることを証明する書類の写し
- ※研修受講の場合は、研修終了を証明する書類の写し

提出および問合せ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1
福井県健康福祉部健康増進課 感染症・疾病対策グループ
TEL 0776-20-0352 FAX 0776-20-0643

指定医の申請と難病の医療費助成申請の流れ



留意事項

- ・ 指定後、福井県から申請者あてに指定通知を送付します。
- ・ 指定を行った後、主たる勤務先医療機関および氏名等を福井県が公表（県健康増進課ホームページに掲載）します。
- ・ 申請内容に変更があった場合は、「指定変更届出書」（様式第3号）に指定通知書を添えて、県健康増進課に提出してください。
- ・ 指定の有効期間は5年間です。指定を受けた日から5年を超えない日までの間に「指定医更新申請書」（様式第4号）により、更新の申請を行ってください。